

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 2 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730118

研究課題名(和文) 消尽法理の再構築 - 法学的及び経済学的側面からの総合的研究 -

研究課題名(英文) Reconstruction of the Patent Exhaustion Doctrine

研究代表者

愛知 靖之 (ECHI, YASUYUKI)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：40362553

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)：消尽法理の正当化根拠と判断基準について、法学的・経済学的側面から総合的に検討を行った。消尽法理は、特許権者の保護の要請と市場における特許製品の円滑な流通確保の要請とを調和させるための枠組みであり、消尽が否定され、特許権の行使が許されるのは、特許権者以外の出所から別の新たな「特許製品」が生産され、特許権者を出所とする特許製品の需要が奪われることにより、上述の2つの要請の衡量という見地から、特許権者に過度の制約が課される場合に限られることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：I conducted comprehensive research on the rationale and criteria of the exhaustion doctrine using both legal and economics aspects. This doctrine is the framework for coordination between the requirement for protection of patent holder and the requirement for smooth distribution of patented products. Exercise of the patent right is allowed only when someone other than the right holder produces new "patented products" and the right holder is deprived the opportunity to distribute his or her products, and thus the patent right is excessively restricted from the viewpoint of gaining a balance between the two requirements mentioned above.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：消尽 知的財産法の流通 特許権 著作権

1. 研究開始当初の背景

環境保護の要請からリサイクルの推進に対する社会的関心が高まっている中、特許法の領域において、特許製品をリサイクルした製品に対する特許権行使の可否が大きな問題となっていた。このリサイクル製品に対する権利行使の可否は、いわゆる特許権の「消尽」と深く関わる点で、我が国における消尽法理については、最判平成19年11月8日民集61巻8号2989頁が、一定の判断指針を示していた。しかし、示された基準自体は、抽象的であり、不明確な部分も残されていた。そこで、この最高裁判例を前提とした上で、具体的にいかなる場合にその基準が充足されるのかを検討することが要請される状況にあった。

また、最高裁判決や学説では、消尽の理論的根拠について、いずれも市場における製品の円滑な流通確保と並んで、二重利得の禁止を掲げている。しかしながら、権利行使が許されていたならば、第二譲渡以降に獲得できたであろう利潤が、本当に第一譲渡の対価だけで賄えるのかという点を明らかにした研究はなされておらず、消尽法理の正当化根拠に対する精緻な分析も未だ不十分なままであった。

2. 研究の目的

このように、権利者による排他権行使を制約するという重大な効果を持つ法理であるにもかかわらず、その理論的根拠に関する精緻な考察は未だ不十分なままであり、これを再検討することが、本研究の第一の目的である。

さらに、消尽法理の法的性質を明らかにし、あるべき適用範囲を画定するためには、最高裁判決では示されなかった要件も検討の射程に含め、この法理の原理的考察を経て解明された理論的根拠や現実の実務・政策と整合的な要件論の定立を再度模索する必要があり、これを行うことが、本研究の第2の目的となる。

3. 研究の方法

消尽法理の理論的根拠に関しては、消尽法理が権利行使に対する重大な制約になるため、それを正当化する十分な根拠を要するとの認識のもと、従前の根拠論を再検討するとともに、経済学的分析をも駆使することにより、根拠論を精緻化、明確化する。また、消尽法理は、権利者の対価回収手段を制約するという側面を有するため、知的財産保有者の収益構造、収益獲得ルートに対する分析及び実務の現状把握を並行して行った。ここでは、知的財産保有者と知的財産の利用を欲する

者との間での「契約」締結による利用許諾とその対価徴収が重要な要素となる。そこで、本研究課題から見れば派生的な研究とはなるが、知的財産の利用を内容とする実施契約に対する規制のあり方についても考察を広げる。

次に、以上の研究により理論的根拠が確立した消尽法理の具体的適用にあたって問題となる、消尽法理の要件論に関しては、最高裁判決で示された基準を再度吟味し、それが理論的根拠と整合的であるか否かを、権利者に対する制約の程度をも勘案しつつ検証する。また、消耗品などのリサイクルに対し権利行使を認めることは、消耗品市場での競争に影響を及ぼす。それゆえ、消尽法理の競争に対する影響の程度を分析した上で、競争法や競争政策に適合的な要件論の樹立を行う必要がある。

4. 研究成果

消尽法理の根拠論

まず、消尽の正当化根拠に関して、経済学的知見を用いつつ、以下の諸点を明らかにした。

消尽法理が問題となる局面は、特許権や著作権などの権利の尊重・権利者の保護という要請と円滑な流通の確保・取引安全の確保という要請とが衝突している場面であり、これを調整することが必要となる。そこで、権利保護の要請に対する制約を可能な限り小さくしつつ、可能な限り高い程度で取引安全の要請を充足するために承認された優先条件決定ルールこそが、消尽法理の内実であるとの位置づけを明確にした。この両者の抵触を解消する場合には、一方を例外としたり非妥当とするような手法をとることはできず、両者の要請は、対抗する要請による制約の存在を前提として、可能な限り高い程度で充足されることが望まれる。その上で、消尽法理を認めることが、権利保護の要請に対し過度の制約(過剰介入)となっていないかを吟味する場の一つが「対価獲得機会の存否」である。消尽の正当化根拠の一つとして、「二重の利得禁止」があげられ、「特許権者には、特許製品を拡布する段階で、特許発明の公開の代償を確保する機会が既に保障されている」ため、権利行使が制約を受けてもやむを得ないと言われてきたが、この思想は、権利保護と取引安全という両要請を衡量するための優先条件決定ルールという位置づけを与えられることになるのである。

もっとも、権利者に真に対価獲得機会が保障されていたというためには、権利者・知的財産保有者の収益構造・収益獲得ルート进行分析し、権利行使が許されていたならば、第二譲渡以降に獲得できていたであろう利潤が、第一譲渡の対価だけで賄えるという点を明確にする必要がある。

そこで、本研究では、主に知的財産法の経済分析の一つとして研究されてきた「間接的利益收受」(“Indirect Appropriability”)という概念を用いて、この点を明らかにした。端的に言えば、ある情報財の共同利用が可能である場合、当該情報財を購入しようとする者は、この共同利用可能性という付加価値が存在するがゆえに、当該情報財の創作者に対し支払ってもよいと考える額(“Willingness to pay”)は大きくなるという考え方である。このモデルは元々、図書館向け書籍販売や、ソフトウェアのボリュームライセンスにおける著作権者の収益構造を解明するためのものであるが、消尽が問題となる中古品売買にも適用可能である。ある製品等の購入者による中古品やリサイクル製品の再譲渡が容認されている場合、当該購入者は中古品等の第三者への販売により利潤を獲得できるため、当該製品等の購入に際してその生産者・創作者に対し支払ってもよいと考える額が増え、ひいては生産者等に還元される収益も増加するというわけである。もちろん、このような関係が成立するためには、情報財の共同利用に要する取引費用がその生産に要する限界費用を下回ること、オリジナルの情報財(オリジナルの作品や製品)と複製物や中古品に代替性があることなどといった一定の条件が必要ではある。しかし、この理論を適用することにより、第一譲渡時点での「対価獲得機会」が保障されていさえすれば、権利者への十分な利益還元が実現されうることを、一つのモデルとして明らかにすることができた。

消尽法理の要件論

以上の根拠論を前提とすると、リサイクル製品に対する特許権行使の可否について、その判断基準の構築を図る際にも、特許権者が特許製品から対価を取得する機会があったか否かを軸に据えることが必要となる。すなわち、自らが譲渡した特許製品と同一性を欠く新たな特許製品が生産されたと認められる場合には、権利者は新たな特許製品から対価を獲得する機会が与えられていないが故に、消尽を否定すべきであり、「特許発明」としての同一性よりも、「特許製品」としての同一性を基軸とした判断が求められることになる。このような抽象的な判断基準自体は、平成19年最高裁判決の判示と同様である。

具体的には、特許部分の加工・交換が大規模な行為であるため、あるいは、加工・交換された部材が、その経済的価値等から見て特許製品の主要部分であるために、特許製品としての同一性が失われたと評価できるかを判断すべきということになる。たとえば、単なる消耗部材の交換は、特許製品全体の経済的価値からみた場合、製品それ自体の再生産とは評価できないし、いくら「特許発明」という観点からは重要な「発明の本質的部分」

を構成する部材であっても、「特許製品」全体がもつ経済的価値の観点からは些細なものに過ぎないという場合には、当該部材の加工・交換は生産には該当せず、消尽は否定されるべきことなどを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

愛知靖之、「技術的範囲についての誤認と専用実施権設定契約の錯誤無効 - 石風呂装置事件」、三山峻司先生・松村信夫先生還暦記念『最新知的財産判例集 - 未評釈判例を中心として -』(青林書院) 査読なし、165 - 176 頁、2011 年

愛知靖之、「アメリカにおける当然対抗制度」、日本工業所有権法学会年報、査読なし、35 号、121 頁 - 136 頁、2012 年

愛知靖之、「クレーム解釈と侵害」、大淵哲也・塚原朋一・熊倉禎男・三村量一・高岡英次編『専門訴訟講座 特許訴訟(上)』(民事法研究会) 査読なし、234 - 248 頁、2012 年

愛知靖之、「民法学における差止請求権理論と知的財産法における差止請求権」、別冊パテント、査読なし、10 号、12 - 26 頁、2013 年

[学会発表](計 件)

[図書](計 件)

[産業財産権] 出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

愛知 靖之 (ECHI YASUYUKI)

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：40362553

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：